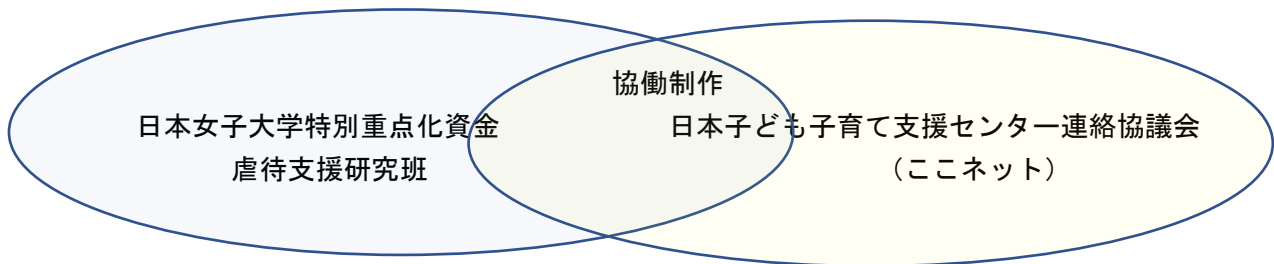


「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の討論より

『親を加害者にしない』 支援のヒント集



日本女子大学特別重点化資金による講演企画
日本女子大学 虐待支援研究班主催 ここネット共催
日本多機関連携臨床学会・MFA認定チャイルドメント協会 後援
コラボ企画
「ストップ虐待・親支援のあり方」検討会議

日時: 6月23日(日) 10時~13時
(9時半開場)

場所: 東京都文京区・日本女子大学
百年館低層棟5階 506教室
アクセス: JR目白駅 バスまたはタクシー10分
地下鉄副都心線 雑司が谷 徒歩12分
地下鉄有楽町線 護国寺 徒歩15分

対象
保育・子育て支援関係者
教育研究者
一般の皆さま

プログラム
企画/座長
村上千幸 (山嵐こども園)
吉澤一弥 (日本女子大学)

◇講演1 「保育現場と虐待一親を被害者にならない支援を考える」
倉石哲也 (武蔵川女子大学)

◇講演2 「性的虐待の介入における連携のあり方
—神奈川県相模原市の性的虐待調査から—」
三綱優子 (神奈川県中央児童相談所)

◇グループ討議
コーディネータ 丸谷充子 (和洋女子大学)

◇パネルトーク
倉石×三綱×丸谷

参加申し込み方法
氏名、所属、職種を記入の上6月17日までに
下記メールアドレスまでメールしてください。
問い合わせの電話は下記番号です。
①ここネット事務局
info@kokonet.jp
TEL: 096-272-0673
公益財団法人虐待支援研究事務局(虐待研究班)
nishit@fc.jwu.ac.jp
②日本女子大学
nshit@fc.jwu.ac.jp
参加費: 1000円(当日受付にて)

実行委員会 西智子 (日本女子大学)
松原乃穂子 (日本女子大学)

企画趣旨と目的
国会では体罰の禁止に向けて法律の改正案が提案されました。子育ての現場では「しつけ」と「体罰」が混同し、「育児不安」から「児童虐待」に発展するケースも少なくありません。そこで「子どもを被害者にならない」「保護者を加害者にならない」という2つの視点から考えられます。被害者にならないための体罰の防止・発見・予防といった専門職としての視点ですが、これは言い換えれば親を支援する視点でもあります。一方保護者は、親の不安や負担感、大変さを丸ごと受容して包括的に親子を支援していくという共通的支援の視点です。この機動的な視点を軸として、子育て支援者が抱える子育て支援のあり方、実践の方法を検討して全国の保育・子育て支援者に発信したいと考えています。

第1回東京開催 2019.6.23
(日本女子大学)

保育・子育て支援関係者、教育関係者対象

「STOP 虐待・親支援のあり方」検討会議 in 熊谷

日本女子大学 特別重点化資金 虐待支援研究班
日本子ども・子育て支援センター連絡協議会 (ここネット)
後援
日本他機関連携臨床学会

企画趣旨と目的
国会では体罰の禁止に向けて法律の改正案が提案されました。子育ての現場では「しつけ」と「体罰」が混同し、「育児不安」から「児童虐待」に発展するケースも少なくありません。そこで「子どもを被害者にならない」「親を被害者にならない」という2つの視点から考えられます。被害者にならないための体罰の防止・発見・予防といった専門職としての視点ですが、これは言い換えれば親を支援する視点でもあります。一方保護者は、親の不安や負担感、大変さを丸ごと受容して包括的に親子を支援していくという共通的支援の視点です。この機動的な視点を軸として、子育て支援者の役割と子育て支援のあり方、実践の方法を検討して全国の保育・子育て支援者に発信したいと考えています。

日時: 令和元年8月30日(金) 15:00~17:30
場所: 第三なでしこ保育園 3階 支援センターすずかけ
(埼玉県熊谷市円光2-10-10) 電話: 048-520-6112

プログラム
◆現場からの「虐待防止につながる取り組み」発表/汽車ぽっぽ保育園 (山岸理恵子)
/こことびきサイト保育園 (高田綾)
◆グループ討議「しつけと体罰の違いを保護者にどう説明するか」他

第2回熊谷開催 2019.8.30
(なでしこ保育園)

第3回「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」in 熊本

主催
熊本県地域子育て支援センター事業連絡協議会 (熊本子育てネット)
(共催: 日本子ども・子育て支援センター連絡協議会)

日時
令和1年9月6日(金) 13時00分 ~ 16時40分

講演テーマ
『STOP虐待! 親を被害者にならないために』— 体罰と親の分かれ目 —

会場
熊本市子ども文化会館 AB会議室

第3回熊本開催 2019.9.6
(子ども文化会館)

日本女子大学特別重点化資金によるコラボ企画
主催: 虐待支援研究班 & ここネット 後援 (技術支援): 日本多機関連携臨床学会

第2回・東京開催
「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」

日時 9月29日(日) 13時~16時30分 (12時15分受付開始)

会場 日本女子大学目白キャンパス・新泉山館1階大会議室

参加費: 500円 当日受付にて支払い
定員: 100名

1. 講演 藤谷文明 (弁護士「けいけい法律事務所」)
「最近の虐待死事件を契機とした法律改正の動向—育児・子育て支援現場への影響—」(仮)

2. ワークショップ 「第1回の参加者による活動報告—制作物やアイデアの紹介」
(体罰禁止のポスター、虐待歌、地域連携など)

3. グループディスカッション

参加申込み
お名前 (フリガナも)、ご所属、職種を明記の上、以下のアドレスまでお願いします。
申し込み順に受付/定員になり次第締め切ります。

1. 虐待支援研究事務局 (松原まで) jutenka.shien@gmail.com
2. ここネット事務局 info@kokonet.jp ここネット・合わせ電話 096-272-0673

交通機関
JR目白駅からタクシーまたは都営バスで10分
東京メトロ副都心線・雑司が谷駅から徒歩8分
東京メトロ有楽町線・護国寺駅から徒歩12分

企画趣旨
国会で虐待死事件を契機、体罰禁止や民法の親権廃止の見直しと改正法の動きが急である。子どもを被害者にならないための体罰の防止・発見・予防といった専門職としての視点ですが、これは言い換えれば親を支援する視点でもあります。一方保護者は、親の不安や負担感、大変さを丸ごと受容して包括的に親子を支援していくという共通的支援の視点です。この機動的な視点を軸として、子育て支援者の役割と子育て支援のあり方、実践の方法を検討して全国の保育・子育て支援者に発信したいと考えています。

第4回東京開催 2019.9.29
(日本女子大学)

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」について

1. 出発点

企画主旨と目的 国会では体罰禁止に向けて法律の改正案が提出されました。体罰の禁止は喫緊の課題ですが、子育ての現場では「しつけ」と「体罰」が混乱し、「育児不安」から「育児崩壊」に至る懸念も生じてきます。

そこで「子どもを被害者にしない」、「保護者を加害者にしない」という2つの視点が考えられます。前者はいわゆる虐待の防止・発見・予防といった専門職としての視点ですが、これは言い換えれば親が虐待をしているのではないかという疑いを持つ視点であります。一方後者は、親の不安や負担感、大変さを丸ごと受容して包括的に親子を支援していくという共感的支援の視点です。この複眼的な視点を参加者の皆さまとともに明確にして、子育て支援者の役割と子育て支援のあり方、実践の方法を検討して全国の保育・子育て支援者に発信したいと思います。

2. 保育者の守備範囲はマルトリートメント

虐待と区別して、虐待に至る一歩手前までの不適切な養育をマルトリートメントと呼ぶことにします。マルトリートメントは子どもの発達を歪めるばかりでなく、虐待に至る前のシグナルです。保育者も子ども福祉の専門職として虐待発見、通告、予防について外部の専門家との協働により責務を果たすことが求められますが、更に親や子どもから発信されるシグナルを見極めて徹底的に寄り添っていきましょう。

3. 活動の性質

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」は、「親を加害者にしない」ためのアイデアやツールを支援者自らの手を出し合い迅速に行動に移す主体的活動です。専門家の講演により虐待の最新で正確な知識を得て、参加者全員で議論するというボトムアップのやり方を取っています。ライブ記録を作成・発信して第1回から第4回まで積上げ方式で開催しました。

4. プログラム構成と進行

専門家の講演、参加者によるグループ討議、総括討論の3部構成です。活動理論学の形成的介入 formative intervention を参考に問いかけと分析を実施し、主体的な集団的モデル形成を促しました。

5. 「体罰撲滅元年」

体罰禁止法の制定とともに令和元年を撲滅元年として位置づけます。世界で最初に体罰禁止法ができたスウェーデンでは、体罰無き文化の達成に40年かかりました。こうした社会文化的な変革は一朝一夕にはできません。日本でも50年100年に渡る子育て文化の改革に取り組む覚悟が必要です。

本書の構成

◇課題や問題提起、◇ストップ事項、♡ヒント、♠解説からなります。
資料として虐待問題に詳しい磯谷文明弁護士の講演を掲載しました。

◇ 体罰禁止と懲戒権見直しの法改正が決定

「たたいてはいけないということですよ」「それならきつく言うのはいいの?」「他に方法が無いときは仕方ないよね」「お尻を軽く叩くのなら痛くないわよ」「私が子どもの頃に叩かれた記憶があります」「体罰になってしまう境目はあるの?」、喧々諤々の議論が聞こえてきそうです。

民法ではしつけのときの親の懲戒権(子どもを懲らしめる権利)が認められていますが、相次ぐ虐待事件では、加害者が親の懲戒権を盾に取りしつけであったと主張しました。

児童虐待防止法と児童福祉法の改正案ポイント

- 親権者は児童のしつけに際し、体罰を加えてはならない。民法の懲戒権の在り方は、施行後2年をめぐりに検討
- 児童相談所で一時保護など「介入」対応をする職員と、保護者支援をする職員を分ける
- 学校、教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課す
- ドメスティックバイオレンス(DV)対応機関との連携も強化
- 中核市と東京23区が児相を設置できるよう政府は5年間をめぐりに施設整備や人材育成を支援

(出典:東京新聞より)

民法の「懲戒権」の削除へ

- 2019年6月20日の法制審議会で、山下法務大臣は相次ぐ児童虐待の問題を受けて、親が子どもを戒めることを認める民法の「懲戒権」の見直しを諮問(削除の方向へ)
- 育児現場への世間の目 プレッシャー
- 混乱の増大(どこまでが体罰か?)
- 育児不安から育児崩壊の危機

育児のパラダイムの変更

→ 子育て支援に影響

(出典:吉澤 第1回検討会議資料)

♡ ヒント 育児パラダイムの変更と捉える

パラダイム(paradigm)とは、ある時代や分野において支配的規範となる「物の見方や捉え方」のことを指します。もともとは科学分野の言葉で、天動説から地動説などコペルニクスの転換のような場合にパラダイムの変更などと言います。体罰なきしつけの実現に向けて文化的な大変革が必要であることから、ここではパラダイムを使っています。

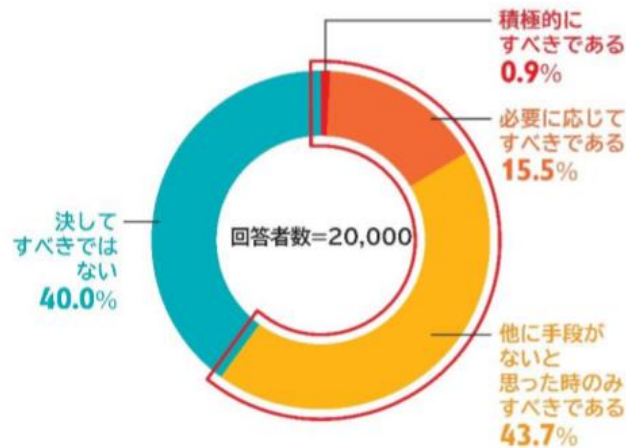
◇ 解説

法律は我々の社会生活の規範であり、法改正はルール変更を意味します。体罰禁止や懲戒権削除は体罰容認文化の変革を目指したルール変更と言えます。例えばサッカーで「ヘディングはいけない」というルール変更があったとします。そうするとヘディングシュートは反則になってしまい、足だけでシュートをせねばなくなります。つまり新ルールに適應して戦術を変えなければなりません。当初は混乱します。体罰容認派が多い現状(次頁)では、体罰禁止の法改正は育児現場や支援現場に混乱をもたらす可能性があります。

♠ 体罰容認が6割一しつけの全国意識調査一

◇ストップ 体罰容認文化

しつけのために、子どもをたたくことに対して
どのように考えますか。 (単一回答)



(出典:セーブ・ザ・チルドレンによる2017年7月の現役育児世代以外も含む意識調査から)

♡ヒント 体罰容認文化そのものの変革を目指す発想転換

♣解説

現代の日本には根強い体罰容認文化が存在すると言わざるを得ません。考えてみれば、弱者に対する暴力行為はバイオレンス、いじめ、ハラスメント、虐待など社会構造のどこにおいても存在して事件が起きるたびに社会問題となっています。

叩くことをやめても、その代わりに言葉の暴力やネグレクトであったとしたら、体罰の体質自体に変わりはありません。そこでは発想転換が必要となります。この発想転換とは、叩くことの代わりに既存の選択肢から選ぶのではなく、新たな選択肢を創造することを意味します。

昔、カスタネットの製造業者が、男子用の青色のカスタネットと女子用の赤色のカスタネットを製作した場合、男女の比により在庫管理が難しく悩んでいました。そこでカスタネットが2つのパーツから成ることに着目して、青色と赤色のパーツから成るカスタネットを考え出しました。これが発想転換の例です。



♣ 山菜取りで子ども置き去りにした事件

2016年に北海道であった事件を題材に発想転換の仕方についてさらに考えます。

両親が山菜取りをしていたところ、7歳の息子が人や車に石を投げつけたため、両親はしつけの意味を込め、自宅への帰り道に車から降りて置き去りにしました。5分後に父親が現場に戻ったということですが、子どもの姿がなくその後180人体制で捜索が始まりました。

◇ストップ カッとなる

♡ヒント クールダウンをして体罰以外の選択肢を考える

<p>選択肢1 親の都合優先</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 置き去りにする ② きつく叱る ③ 叩く 	<p>選択肢2 子どもの気持ちに沿う</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 山菜取りの楽しさを教える ② 好きな遊びをさせる ③ 連れてこないで預ける 	<p>選択肢3</p>
--	---	--------------------

(出典: 吉澤 第4回検討会議資料)

♣解説

普通の親でもトリガー(きっかけ)があると体罰的行為に走ってしまうことがあり、そうならないためには、クールダウンすることと、体罰以外の方法を考える発想転換が求められます。表の選択肢1の代替案は親の都合を優先した発想です。選択肢2の代替案は子どもの気持ちに立った選択肢です。



(出典: 村上 第4回検討会議資料)



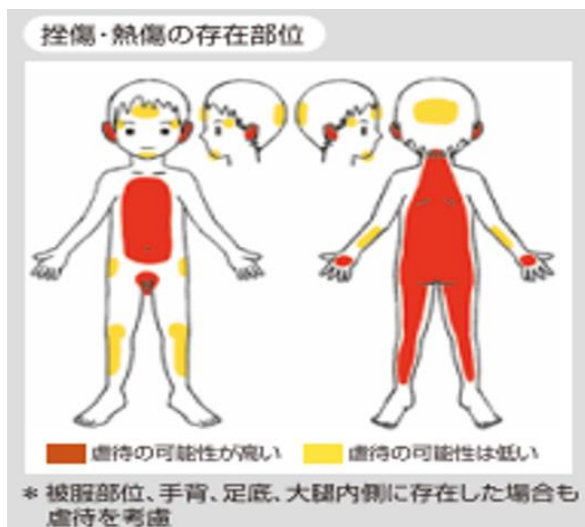
(日本女子大学・児童学科2年生制作)

◇ 保育者の眩き「今日も同じ服を着てるね、きっとお気に入りなんだね」

◇ストップ 虐待兆候の不可視化

♡ヒント 傷の部位、絵画表現などに情報がいっぱい

普通は怪我や火傷をしない身体部位を知っていると役立ちます。



(出典:倉石 第1回検討会議)

家族画を子どもに見せて、「どこに行くところですか？」などとストーリーを作らせます。心の中を知る心理アセスメントの有効な手段です。「お母さんに叩かれないように少し離れて歩いています」、「お肉はお父さんとお母さんと妹だけ食べています」などストーリーから家族関係を垣間見ることができます。



◇解説

このように子どもの様子や活動の中には虐待兆候が自然な形で表現されています。保育者は、送り迎えのときの親とへの態度、食事、着替え、遊びなどの自然な様子を観察する機会がふんだんにあります。他の保育者と意見交換することも不可視化防止の方法です。

♣ 保育者の眩き 「まあ、親なのにこれもしできないの」

育児の専門家はいません。多くは初心者同然です。一方で、保育者は知識と技術を兼ね備えた専門職です。また当然ながら、育児と保育は同義ではありません。

「こんなことができないの」「みんなやってるわよ」「お子さんのことをまず考えてますよね」「〇〇するのがベスト(家庭状況がさまざまであるのに)」「お子さんはこう思っています(断言)」「園ではできています」「こんな簡単でしょう」「大学出てるのにわからないの」「最近の親は何を考えているのかしら」などと感じたり思わず言うてしまうことはありませんか。これらの言葉は、**処罰感情**(懲罰感情)の反映と考えられます。



◇ストップ 保育者が親に向ける処罰感情

第1回 処罰の感情から評価の視点

親の子育てを支援する仕組み
子ども自身の育ち

マクロ・メゾの環境課題
仕事・貧困・住宅・家族関係

親の手段
威力 親の視線
しつける 教える 育てる
親権 懲戒 ルール
体罰 善悪
虐待 支配 所有物
管理

意欲
安心感
自己肯定感

発達する
成長する
関わる
ルールを覚える
獲得する

幸福追求権
愛情
幸福感
充実感

新旧保育指針に於ける保護者観

(旧保育指針)
1 保育所における保護者に対する支援の基本

(新保育指針)
保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、…子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう

(四) 一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、**保護者の養育力の向上に資するよう**、適切に支援すること

・保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めること
・不適切な養育や虐待が疑われる場合、適切な対応を図ること

(出典:村上 第4回検討会議資料)

♡ヒント 支援とは親が喜べる子育てを促すことです

♣解説

完全な育児はありません。保育者の処罰感情(懲罰感情とも言います)による行動は、親の意欲を減退させ、親との関係を損ねます。ココネットの保育者対象の調査でも保育者が親に抱く処罰感情が多く認められました。支援とは親が喜べる子育てを促すことです。楽しみながら子育てができるように親をサポートしましょう。

親を育児の専門家にはしてはいけませんし、求めてもいけません。保育者良き協力者、応援団に徹することが、保育者の専門的価値の発揮といえるのではないのでしょうか。

♣ 保育者の眩き「これって虐待？ 通告しなければ・・・」

通告は国民の責務ではありますが、保育者が通告することの意味を考えましょう。保育者による通告は、寄り添う関係が対立的関係になってしまいます。現代の通告社会の中で、親の安心できる拠り所はますます無くなってきています。

保育者は、寄り添うポジションを死守しなければなりません。

◆ストップ 支援者による安易な通告

2つの視点(見張りで見守り)

- ・「子どもを被害者にしないための保育者の役割」
虐待の防止・発見・予防といった専門職としての視点
⇒ 親が虐待という犯罪を犯しているのではないかと疑いをもつ視点
- ・「保護者を加害者にしないための子育て支援のあり方」
⇒ 親の不安や負担感、大変さを丸ごと受容して包括的に親子を支援していくという共感支援の視点

現代社会の課題として認識すること

親と子のシグナルに寄り添うことができない

支えることができていない関わり合い

子育てスキルを伝承できていない



(出典:村上 第4回検討会議資料)

(出典:東京新聞 厚労省の児相対応件数の推移)

♡ヒント 通告は抑止力として使えます

♣解説

保育園に預ける親は通告されたくないもので、保育者が虐待の兆候をとらえて指摘されることも怖がります。保育者から見て心配なときは、専門機関に相談するというときには言わねばなりません。通告でなく相談であっても、上手に話題にすることで抑止力になる場合があります。

かつての日本文化にあった共同養育の社会システムが失われた現代では、子育てをする親は孤独です。保育者や支援者は通告ではなく、寄り添うことで親との良い関係を維持することが重要です。虐待を疑ったら専門機関に相談し、親子分離の判断は専門機関に任せ、アドバイスをもらいましょう。

通告社会の中で保護者は怯えています。子どもが大泣きしたら通告されるのではと不安になります。核家族化が進み、家族と地域とのつながりが希薄な現代においては、親に育児の負担がのしかかり、孤立感がますます強まっています。そもそも母親が(または父親が)一人で育児を担うことは困難なのです。

♣ 保育者の眩き「この親、特別??？」

虐待する親がいるのではなく、どこにでもいる普通の親が日常生活のトリガーによって変身してしまうのです。保育者は親や子どものいつもと違う様子に気がつき、可視化することが大事です。可視化することで見守り群なのか見張り群なのかを判別できます。

◇ストップ 特別な親・悪い子のレッテル貼り

手のかかる親・子、困った親・子、困らせられる親・子、相性の悪い親・子・・・、これらの見方は保育者の主観による表現やレッテルです。

日常生活にある虐待のトリガー

- 虐待をする親がいるのではなく、どこにでもいる普通の親・保護者
- ある何かのきっかけで(虐待のトリガー)
- 他の手段(スキル)を学ぶことがなく
- 段々と深刻化していく
- 子どもの変化(SOS)は支援のはじまり

変身するのをストップする
おや?と思ったら支援の始まり

(出典:村上 第4回検討会議資料)

♡ヒント 親と子の変化(SOS)を見たときが支援の始まりです

♣解説

どこにでもいる普通の親が、ある何かのきっかけで叩いてしまいます。親子に変化が見られたら、可視化しながら支援の機会と捉えましょう。

悪さをする子どもについて、天台宗ハワイ開教総長の荒了寛さんの言葉です。

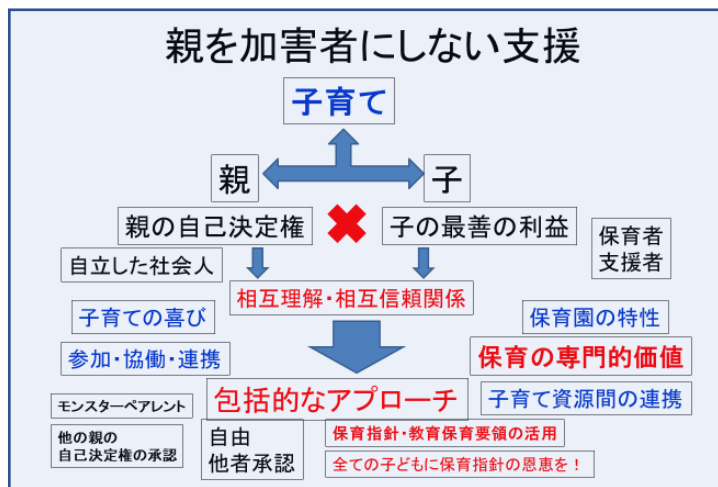
悪い子などいませんよ

善い子が親たちの真似をしているのです

♣ 親の眩き「いや、私はこうしたいです」

育児を初めて経験する親は、暗中模索の中でかつて自分が育てられた経験をモデルにすることが多いようです。また育児は学校の授業で習わないため、知識は自分の親や育児雑誌を参考にします。試行錯誤の中で、自分の育児スタイルを作り上げますが、これがうまくいき褒められると自信につながります。「私はこうしたい」は、人間が持っている自己決定権の行使でもあります。保育者はこれを尊重しながら支援します。これが保育の専門的価値の発揮です。

◇ストップ 押しつけと批評



(出典:村上 第4回検討会議資料)

♡子の最善の利益追求と親の自己決定権の尊重

♣解説

自己決定権は憲法13条で保証されている幸福追求権に含まれます。親を加害者にしない支援においても大事なものは、子の最善の利益の追求と親の自己決定権の尊重です。その上で、親が子どもの成長の気づき、子育ての楽しさや喜びを実感できるように支援します。

♡ 体罰なき躰の支援に特效薬なし！？

親を笑顔にする支援

親を加害者にしない(虐待予防プロジェクト)

- 日々 いつもの通り 笑顔で 寄り添い
- SEA メソッド(川副孝夫先生提唱 母なる海に抱かれる)
 - Smile(笑顔)
 - Eye contact(視線を合わせる)
 - Attachment(愛着・ハグ)
- ハグ(HUG)・メッセージ(育み & ハグ)
子どもは抱っここの天才(親が抱っこするので
はなく子どもから抱っこされている意味自覚)
- プロトークの開発実践(≠ ネウボラ・トーク)

(出典:村上 第4回検討会議資料)

♡ ヒント 笑顔は伝染する！ まず保育者が笑顔になることです



♡ 解説

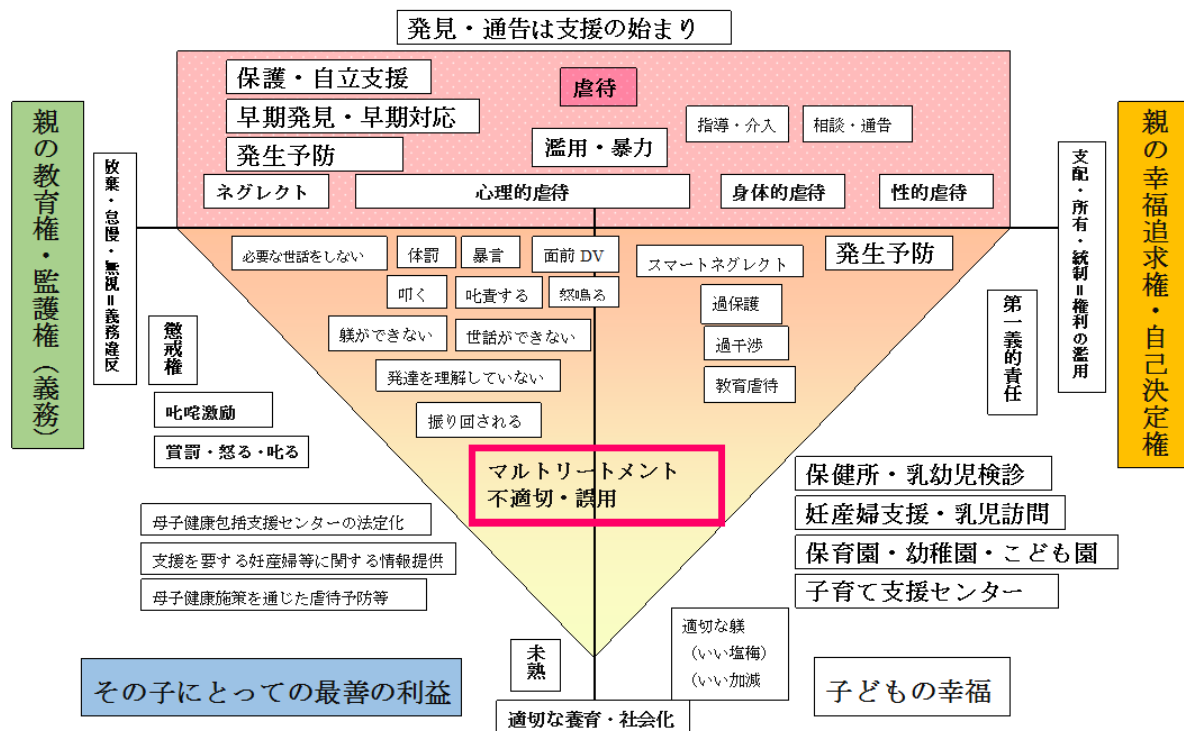
日々、いつも通りに笑顔で寄り添う、つまり普通の保育や子育て支援の姿勢が、親を加害者にしない支援にとっても基本中の基本です。笑顔は伝染します。保育者の笑顔のかかわりは親の笑顔を引き出し、子どもも笑います。子どもの笑顔は親や保育者を幸せにします。

この循環が成立するのは、0歳児の親や養育者のコミュニケーションに普遍的にみられる「情動調律」の機能に由来します。

笑顔以外にもアタッチメントの表現である見つめ合い、抱っこ(ホールディング)、ハグなど視覚やスキンシップを生かす育児が効果的です。保育者もこうした自然な触れ合いを大切にしましょう。

保育者の眩き「結局どうすればいいの…」

虐待と不適切な養育の構図



(出典:村上 第4回検討会議資料)

♡ヒント いい塩梅と良い加減の勧め

♣解説

突き詰めると、さまざまな親がいる中でどのように支援したらよいか、どう関わったらよいかの個別的な判断が求められます。マルトリートメントの段階は明らかな虐待ではありませんので、「ほどよい」しつけの創造、「ほどよい」支援の実行が鍵となります。これも保育者の専門的価値の発揮といえるのではないのでしょうか。

◇ 付録:精神科医や犯罪心理学者の眩き

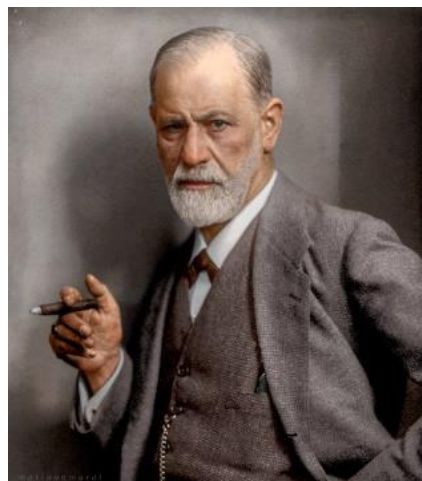
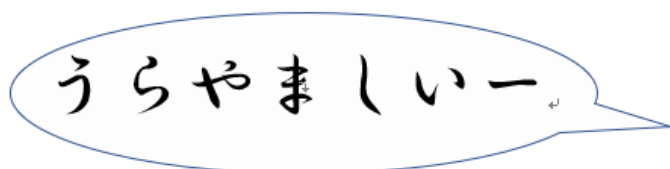
「タイムマシンで過去に戻れば・・・」

保育者は現在と近未来において活動しています。これは他の職種にはないアドバンテージです。やりようで目の前の親子の未来を変えることができます。

写真は最も有名で影響力のある精神分析学者のジグムント・フロイトです。

精神科医は成人の精神障害の患者の過去を聴取して、患者が子どもの頃の虐待やマルトリートメント(一歩手前の不適切な養育)の体験に辿り着きます。この病因さえなければ精神障害にならずに済んだのにと、タイムマシンで過去に戻ればいいのにと夢想します。

犯罪心理学者も犯罪者や非行少年の生い立ちにある逆境体験(虐待、災害、犯罪など)の悪影響を検討し同様にタイムマシンを夢想します。



♡ヒント 保育者はタイムマシンを持っているのと同じ

◇解説

保育者は、現在と近未来の中で仕事をしています。精神医学者に言わせればタイムマシンをもっているというアドバンテージがあります。

「ストップ虐待・検討会議」の参加者は、保育者、児童福祉、心理、精神医学、教育など多分野の実践者や専門家、報道関係、院生や学生などです。虐待問題を**多分野で話し合う**ことは、異なる感性や思考が交差することにより新しい視点が生まれます。また育児する親の孤立(孤育て)解消を目指して、職種、年代、性別を超えて「それぞれの立ち場でできること」を話し合い行動に移しています。タイムマシンを効果的に生かす方策について話し合いアイデアを出し合う検討会議でもあります。

「最近の虐待死事件を契機とした法律改正の動向－育児・子育て支援現場への影響－」

磯谷文明（くれたけ法律事務所 弁護士）

ご紹介いただきました磯谷と申します。私は弁護士になって25年になりますが、弁護士に成り立ての頃から子ども虐待の問題に取り組んだことがあります。当初はこんなつもりではなかったのですが、どっぷりはまってしまって今ここに至るという感じです。若い頃は早く足を洗いたいと思っていた時期もありましたが、その後、それなりに評価され期待もされるようになりますと、なかなか抜けられなくなり、児童相談所の法的支援や日本子ども虐待防止学会の運営、さらには国のさまざまな審議会にも関わるようになりました。そのような次第で、今日はお招きいただいたのかなと思っています。

さて、昨年、船戸結愛ちゃんが亡くなった事件をご存じだと思いますけれども、香川から東京に転居してきた家族で、転居後間もなく転居先の目黒区で亡くなったケースです。亡くなったのは今年の3月でしたが、6月初めに報道され、社会的な注目を集めた事件です。すでに東京都や香川県が検証報告書を公表しておりますが、それらによりますと、もともと香川県の児童相談所がこのケースに関ったのが平成28年8月頃で、泣き声通告から始まりました。そのときは児童相談所としては住んでいる市と幼稚園に見守り依頼をしたということです。幼稚園で結愛ちゃんに痣が発見されて、幼稚園は市に情報提供をしました。12月後半になって、結愛ちゃんが屋外にいて養父から叩かれて痣やこぶがあるという状況で保護されました。警察が児童相談所に通告して、一時保護に至っています。当時、いわゆる司法面接を実施されていたようです。平成29年2月初めに一時保護を解除するのですが、早くも3月半ばには、パトロールをしていた警察が、結愛ちゃんが外に1人で見守りしているところを発見して、見ると傷や痣がありますので、再び身柄通告しまして児童相談所が一時保護しています。児童相談所はかなり粘ったのだろうとは思いますが、結局、これも7月終わり頃に解除しました。この間に警察や検察も関わっており、刑事事件になる可能性もありましたが、養父は不起訴になりました。不起訴になったことから、児童相談所は「このケースは難しいんだな」、「だから保護は難しいんだな」と思ってしまったようです。二度目の一時保護の解除後も、医療機関では結愛ちゃんにケガを見つけたり、あるいは、結愛ちゃんが「おうちに帰りたくない」と言ったりしましたが、保護につながりませんでした。平成29年終わり頃に養父が目黒区に転出すると児童相談所はさっさと保護者指導を解除してしまって、母子も目黒区に転出した後、東京の児童相談所に引き継いだのですが、東京の児童相談所からみると、指導措置は解除されているので、もう終わった事件だと思ってしまった。引き継ぎ後、家庭訪問をしたけど入れてもらえないということでしたが、切迫感を持っていなかった東京の児童相談所はゆっくり構えてしまっていたところ、3月に亡くなったという流れだったわけです。

つい最近マスコミで報道されましたが、お母さんが保護責任者遺棄致死で懲役8年の実刑判決が出たということでした。どうも審理の中でお母さんは特に精神的な意味でのDVをかなり受けていたという話もありまして、関わった人たちからは、今回の判決はそこをきちんと考慮していないと批判もありました。父親のほうについては、これから公判が10月から始まる状況です。

転居というのは、以前からリスク要因と言われてきたもので、親は児童相談所から介入されると面倒に思いますし、発覚の恐れもあるわけですから、転居を考えるわけです。つまり、転居は児童相談所に関わられると困ることがあって逃げるものですから、そもそもリスクが高いです。例えば、父親が大きな会社にお勤めで社内異動で転勤になったというのなら、転勤には合理的な理由があるでしょうが、実際そういうケースはあまりなくて、理由がはっきりしない転居が多いです。それから、香川県では警察や検察も関わっていたことは注目すべきです。香川県は児童相談所と検察庁と警察との連携が自慢で、全国に先駆けて

連携を深めていて、全国的に注目を浴びていました。ところが、そのおひざ元でこういう事件があったわけです。詳細はわかりませんが、検察が不起訴にしたことで、児童相談所は「材料があまりないんだな」、「子どもの保護を続けるのは難しいんだな」と考えてしまったと言われています。ただ、実は刑事事件における立証の程度って一番高いんですね。国家が過去の犯罪について人を処罰するわけですから、やはり慎重にやらなければならない。だから、「推定無罪」の原則や、「十人の犯罪者を逃しても一人の無辜を罰するなかれ」とか言われます。これに対し、子どもの保護は、今ある危険から子どもをどう救うかという話なので、レベルが違う話なんですね。しかしながら、児童相談所はそこを混同しまして、刑事事件で立件できなかったから、子どもの保護の方も無理だろうと思っちゃうんです。これは前から繰り返されてきたミスで、以前、関西地方で、同じように子どもの虐待ケースで検察が親を不起訴にしたところ、児童相談所が「じゃあ、子どもの保護もできないんだ」と思って子どもを家庭に戻したら、子どもが亡くなってしまったか、もしくは大きなケガをしてしまったか、ちょっと覚えていませんが、そういう結果になってしまったのです。そこで、その事件を契機に、刑事事件と子どもの保護の事件は別だということがしっかり語られて、通知も出されたんです。しかし、また同じことが繰り返されたんです。目黒区で子どもが亡くなったケースでは、このお父さんは血がつながっているお父さんではないですね。最初は内縁関係だったのが養子縁組をして養父になっています。もちろん養子縁組をしてもうまくいっているご家庭があることは承知しておりますが、やはり虐待のケースを見ていると養父あるいは継父ということがひとつのリスクファクターであることは疑いのないところだと思います。それも含めてこの目黒事件のアセスメントがどうだったかというところは厳しく問われるのだと思います。

それから野田のケースですね。これもまた大きく報道されました。2019年1月に亡くなったケースですけども、もとは沖縄の糸満市にいらっしゃったご家族で、そこにいる段階で親族から市の方に、お母さんが旦那さんからDVを受けている、そして子どもに対しても恫喝しているので心配であると相談をしたことが最初だそうです。その後糸満市としては情報提供なども求めて調査をしていますが、一方で実父のほうから児童相談所に対して、親族が子どもを返してくれないということで相談があったということもありました。この時問題になったのはこの子というよりは妹さんだったみたいで、この家庭に戻すかどうかで議論があったようです。これが平成29年夏頃の話です。そしてまもなくこのご家庭は千葉県野田市のほうに転居するわけですね。その時に糸満市から野田市にDVと妹さんの低体重の情報提供があったようですが、亡くなった子どもに関する情報はこのときはなかったようです。この子は9月1日に野田市の小学校に転校しましたが、11月の段階で小学校のいじめに関するアンケートの中で、お父さんから叩かれると、なんとかありませんかという回答が出てきたということです。それで学校側としては野田市の方に連絡をして、市は児童相談所に連絡をして、翌日から一時保護になったわけで、その時は迅速に対応がなされたんですね。ところがその後児童相談所は保護から2か月を経過する直前に一時保護を解除してしまいました。保護者が自分たちが子どもを引き取るのではなく、親族のところで生活をすると約束したということで解除したわけです。しかし、父親が学校に対して、この子が教育委員会に対して書いたアンケートの回答書を出せと迫ったようでして、結果として回答書を渡してしまいました。さらに、この子は親族宅で生活するというのが条件だったはずなのに、いつのまにか元の家庭に戻っていることがわかりましたが、児童相談所が調べたところ、親族の体調不良だと言われてしまったことや、元の家庭でも虐待再発が認められなかったようで、結局そのまま元の家庭に戻って生活することを認めています。ところが、同じ頃、子どもが「お父さんに叩かれたのは嘘です」などと書いた手紙を、父親が児童相談所に対して見せて、子どもが言っているのは嘘だと主張したこともありました。

3月下旬に児童相談所が直接この子に対して、手紙について尋ねたところ、「お父さんとお母さんに書かされた」と言ったらしいのですが、一方で両親と一緒に暮らしたいと思っているのは本当だと言ったそうで、児相は問題がないと思ったそうです。その後は要保護児童対策地域協議会で一応の見守りはやっていたようですが、3学期の初めから欠席が続いたのに、効果的な対応をとれませんでした。父親は「沖縄

の母方の親族の体調が悪いので、娘が親族と一緒にいたいというので帰らせている」などと主張して、1月末まで欠席をさせたいという話をしまして、さらに2月4日まで沖縄にいと連絡があったようですが、実際には1月24日に死亡ということでありました。この件については、母親は傷害のほう助、つまり父親が傷害行為をするのを「助けた」という罪で懲役2年6か月、保護観察付きの執行猶予5年という判決が言い渡されました。刑務所には入らないで5年間定められた遵守事項を守って生活をして、特に問題がなければ取り消されるという形です。父親の方は公判中です。

国としては、2018年に目黒での事件があって、山のような通知を発出し、12月には予算も立てたのに、またしても野田で事件が発生したということで、かなり衝撃を受けたようです。マスコミも相当注目をしまして、千葉県の子童相談所の所長さんもさんざんインタビューを受けていらっしゃいました。私の記憶ですが、当初、所長さんはあまりこのケースの認識がないとおっしゃっていたと思いますが、どうも記録もきちんと残っていなかったらしく、ケースワークとしてはかなりずさんなやり方だったのではないかと感じました。野田の事件については、現在、県や市などで検証が進められていると聞いておりまして、遠からず検証の報告書が公になるのでは亡いかと思います。ただ、県や市の検証に先立ち、国が実施した検証の中間とりまとめがありまして、すでにインターネット上に公表されています。このケースを振り返ると、またしても転居がありましたね。

それから、先ほどの目黒のケースでも、東京に転居する前、子どもの口から「おうちに帰りたくない」という話が出ていました。野田のケースでも学校のアンケートのなかで、子ども自身が父親の暴力について書いています。山田不二子先生によりますと、野田のケースでは、最初に一時保護したときの子どもに対するインタビューで、父親から夜中に起こされて窓の外に誰がいるか見て来いと言われたという話が出てくるのですが、そのときにパパが急にズボンを下ろしてきた。パンツも脱げてやめてよと言ってすぐにあげたら、パパにそんなこと言うとバレルだろと言われたという話をされた、ということなんですね。性的な虐待の中は最初から明確なかたちで生じることもありますが、しばしば指摘されるのは、グルーミングという手懐け行為が先行し、徐々に深い関係にしていくパターンです。子どもの話が事実だとすると、グルーミングだったのではないかと考えられますし、ひよっとするとより深刻な性的虐待が既に発生していた可能性もあったのではないかと、山田先生は指摘をされています。性的虐待の疑いについては、国の中間とりまとめにも載っていないので、今後出てくる県や市の検証の中で出てくるのかもしれませんが、仮に性的虐待が疑われる事実が語られていたとしますと、それにもかかわらず一時保護をあっさり解除をしたことはかなり疑問であり、どういうリスクアセスメントをしたのか首を傾げたくになります。加えて子ども自身が学校で自分の親の暴力について開示している、しかも転校してそんなに日が経っておらず、まだ馴染んでいない学校にそれを言うのは、一般的に考えると、子どもの側に相当の覚悟と耐えがたさがあったのだと予想されるわけです。児童相談所や市がそれに見合った対応が出来たのかが疑問であります。

次に札幌の事件ですが、これについては検証がまだ出ていないので、マスコミ情報に依拠せざるを得ず、正確性は保障できません。それを踏まえて申し上げますと、札幌のケースは2019年6月にお子さんが亡くなったというケースで、「またしても」というニュアンスで報道されましたね。マスコミ情報によりますと、平成28年12月にお母さんが18歳で出産をされています。最初は「可愛い」とSNSにも投稿していたようですが、まもなく投稿は終わって、母親は春ごろから子どもを保育所に預けて水商売に復帰をしていたようです。保育所で関わった方の話によると、冬でも薄着で、やせていて「がりがり」だと。つまりネグレクトが疑われる状況にあったようです。朝日新聞の大久保真紀さんによりますと、4月の段階で札幌市の保健センターが4か月健診をしています。この時は体重5.5キログラム、身長58.4センチで、やや小柄ではあるものの、何とか正常範囲だったようです。ところが平成30年6月に1歳6か月健診を受けていて、この時は体重が6.75キログラム、身長が68センチということで、標準偏差で言えば-4SD、きわめて異常な状況で、体重6.75キログラムは生後4か月から生後5か月レベル、身長68センチは生後7か月から生後8か月レベルだと大久保さんの記事に書かれていました。低身長・低体重の状態が顕著であったわけですね。もちろん

保健センターも放置したわけではなくて、3 か月後の経過観察を進めたのですが、その後受診はしなかった。受診しない中で、市民から虐待通告があって、児相が家庭訪問をして母子と面会をしたそうですが、あざや怪我がないので虐待ではないと判断したということです。この段階で児童相談所が低身長・低体重の情報をどれだけ持っていたかがポイントだと思います。一方で保健センターは再三にわたって母親に連絡をしますが、結局応答のないまま時間だけが経過していきました。報道されているすごい入れ墨が入っている男性と交際しはじめたのが 2019 年の 2、3 月ではないかという話です、確かではありませんが。4 月に入って近隣から泣き声通告がありまして、この段階でまた転居がありました。児童相談所としては訪問をしますが会えずに、連絡をしても応答がないという状況が続いたと。5 月に入って警察に泣き声の通報があって、警察は児相と一緒にいこうと言いましたが、児相は手が回らないからいいですと言って、任せたというかたちになり、結局児相は臨場せずに警察だけが赴きました。そして警察が怪我を見つけたようですが、緊急の保護を要するだけの負傷は認められないと考えたらしく、そのとおり児相に連絡し、児相はそれを鵜呑みにしました。おそらく、この時点で、この子の身長体重は極めて低い状況だったわけですが、そこは相変わらず見過ごされたままでした。6 月 1 日になって子どもがうつぶせで倒れて意識がないということで救急搬送されて、死亡していたということでした。死亡時に子どもの体重は平均の半分程度であったと報道されています。

このケースはまずは若年出産という、これまた虐待の死亡事例検証の中で繰り返し指摘されている大きなリスクファクターがありました。そして低身長・低体重。これだけ顕著なものがありながら、そして行政機関が気づいていながら、こういった情報が共有された形跡がなく、リスクアセスメントに使われた形跡もありません。そして、またしても転居がありました。入れ墨だらけの男性がどういう役割を果たしたのかわかりませんが、こういった交際相手がリスクファクターであることは確かです。このように多くのリスクファクターがあったのに、結果的に救えませんでした。

最後は鹿児島和泉市であったケースですが、これはまだあまり情報がなく、確か父親が釈放されたとも聞いていますので、今触れるべきではないのだろうと思います。ただ、おそらく家庭の中でお子さんが亡くなっている状況はあったんだろうと思います。

いくつか虐待のケースを見てきました。途中でも申し上げましたが、過去の教訓が本当に生かされているのだろうかと感じざるを得ません。主観的な感想になってしまうかもしれませんが、私は、児童相談所のケースワークが劣化しているのではないかと感じています。私は 6 年間厚労省で死亡事例の検証をやってきました。そのなかで、もちろん児童相談所の落ち度も多々ありました。しかし、ここまで立て続けにお粗末なケースワークが続いているのは非常にショッキングです。

考えてみればこの間虐待防止の取り組みは進んでいはずで、したがってケースワークのレベルも上がっているはずなんですけども、とても疑問です。やはり大きな課題は、過去の虐待事例の教訓が生かされているかということです。先ほどから何度か申し上げていますが、虐待死というものは今に始まったものではなくて、昔からあるわけです。そしてそのたびに検証もやってきたのです。検証の中で何がリスクなのか、どういう風に見落としてきたのかという点も、相当見えているわけです。しかしながらそれを今の現場の児童福祉司さんやケースワーカーの方々が本当に学んでいるのか。先ほどの、転居も以前から行政の関りを避けるために転居をするケースがあって、それが捕捉できなかったことで一層深刻な展開になったということもありました。それだけでなく、転居は一般的にかなりその家庭に対して大きな影響がありますよね。虐待という文脈だけでなく、それまで関わってきた社会の人たちや近隣の人たちから離れて別のところに入るわけですから、それをきっかけに家族のなかの力学が変わってくることもあります。簡単に言えばその家庭を見る目が減るといふことにもなるわけですから、転居そのものがリスクとも言えます。しかし残念ながらその意識がなかった。特に目黒事件は、東京都の肩を持つつもりはありませんが、やはり亡くなったのは東京ですけども、香川県の児童相談所の危機意識と引き継ぎ方法に課題があったと思います。東京に転居する直前にも子どもはおうちに帰りたくないと言って、けがも半年以内に少なくとも 2 回見つか

っている。そのような場合、他県の児相に引き継ぐ時には、必ず児童福祉指導をかけたままで、実際に児童福祉司さんどうしが会って引き継ぐべきです。そうしないと危機感を共有できないんですね。児童相談所は、家族が他県に転居すると、「ああよかった。うちの管轄じゃなくなってラッキー」って話になりがちです。逆に、受け入れる側の児相は、転居前に何があったのかわからないということになる。その引き継ぎのギャップをなんとかしようと、もう何年も前に全国の児童相談所長の会で引き継ぎのルールを作ったのですが、それが残念ながら守られていないのです。

もちろん東京都の側にも課題があって、訪問したけど結局子どもと会わせてもらえなかった。そこにいるはずなのに会わせてもらえなかったのは、非常にリスクが高いと考えるべきですよ。会わせられない事情があるから、会わせないので。にもかかわらず、安全確認のチャンスをいろいろと探っていたとはいえ、結果的に1か月くらい間が空いてしまい、その間に子どもが亡くなってしまった。ここのところは東京都も問題だったと考えており、今では、安全確認を断られた場合には速やかに立入調査を行うというマニュアルに変更したそうです。

DVについても、そのリスクについては、昔から指摘されてきたところですし、刑事事件の不起訴の話は先ほどしましたね。いずれにしても過去の虐待死事件の検証結果を生かせていなかったのではないかと思います。

ただ、長く検証に関わってきた者として自責の念を込めて申し上げると、日本の検証はつまらないんです。検証報告書をご覧いただくと、本当につまらない。本当に知りたいことは何も書いていないんです。例えば「児童相談所が子どもの声をきちんと聞けなかった」などと教訓めいたことを書いてあるんですが、それだけでは何も伝わってこないわけですよ。もっと具体的に、子どもが何を話していて、児童福祉司がそれをどう聞いて、どう受け止めちゃったのかを書かないと、本当の課題は見えてこないんですね。そういう生々しさを個人情報という名のもとにそぎ落としてしまいますので、無味乾燥な検証報告書になってしまっていると思います。報告書に教訓として書いてあることは間違いではなくて、本当に活かしていく必要があるんですが、その前提として、検証報告は伝わるものでなければならない。死亡事例については、プライバシー云々よりも本当にみなさんに伝わる方法で検証する必要があり、そこが課題だと思っています。

それからケースワークの基本が出来ていたかという2つ目の疑問です。これは劣化の話に繋がります。例えば、「ケースは動く」という当たり前のことをどこまで自覚できていたのか。今、その子が怪我しているわけではなくても、次第に虐待が深刻化していくことも十分予想されるわけですね。ただ、抽象的に予想されるのは、ある意味ですべてのケースで予想されるわけで、それは基準にならない。そこで、リスクファクターを一生懸命考えてきたんですね。つまり、どういうリスクファクターがあると深刻な事態に展開しがちであるかということを考えてきたのです。そういったリスクファクターを手がかりに、ケースが動いていくことを想定して、アセスメントしないといけないんですが、さっきの札幌のケースで、今の子どもに傷やアザがないから虐待のリスクはない、などと判断してしまっている。やっぱりケース全体を見ていないんですね。どうして低体重だった話が出てこなかったのか、これから検証されるでしょうが、そういうのも全部含めると、この親御さんの養育能力の問題が当然出てくるし、子どもをきちんと適切にケアできていないという状況がまず出てくるわけですよ。それが短期的に生じた事象ではなくて、随分前から同じ問題があったんだと。この人はずっとそういう傾向があったんだと。そう見るのが大切です。入れ墨だらけの男性の関りはよくわかりませんが、家庭に血が繋がってない男性が入っているとすると、そのリスクも含めて考えないと、リスクアセスメントにならないわけです。どうも児童相談所のアセスメントを見ていると、単純に「今、怪我がない。だから大丈夫」みたいな感じで、ケースワークが薄っぺらになってしまっているのではないかと感じます

その背景には、いくつか問題がありますが、ひとつは児童福祉司さんの経験年数の不足です。今の児童福祉司さんたちが、半分くらいが3年未満の経験しか持っていない状況です。虐待ケースの急増に伴い、児童福祉司さんたちを増やさなければいけない。もちろんそうなんですが、ただ増やすと、経験年数の

少ない人の比率が高まっていますよね。

加えて急増する虐待の件数をどう処理をするかという問題もあります。リスク度によって振り分けていくという対応も、少なくともこれまであまり出来ていなかったのが、例えば DV 目撃による心理的虐待通告の急増が、もろに仕事の量に反映してしまいました。そうすると全体的に時間が足りなくなるため、じっくりケースを見ることが難しくなって、判断が形式的になってしまいます。アセスメントシートひとつとっても、あれはあくまでもチェックすべき項目の漏れがないことを確認するためのものです。あれでチェックしたらアセスメントが終わりというものではないのに、そう考えてしまっている。結局のところ、児童福祉司さんの増員は仕方ないにしても、数を増やすと同時に質をいかに高めていくかが重要な課題だと思っています。例えば、児童福祉司さんになった段階で、国が一定期間お預かりして集中的に研修する。座学のみならず、ワークショップ、OJT なども織り込んで、実践的な研修体系をつくらないと難しいのではないかと思います。

さて近時の法改正に話を進めてまいります。先ほどの目黒事件や野田事件などがあって、あたふたと改正された印象があります。近年の法改正あるいは制度改正の起点がどこにあるかという、平成 28 年 3 月の厚労省の報告書があります。これはネットで公表されていますので、どうぞご覧ください。これがその後の改正に大きな影響を、良くも悪くも与えています。中身をご紹介しますと、子どもの権利を児童福祉法のなかに明確に位置づけよという提言があって、これは平成 28 年の改正のときに書き込まれました。即効性があるわけではありませんが、判断の基盤を明確にするもので、画期的な改正だったと思います。その流れがさらに展開し、2019 年児童虐待防止法改正により体罰禁止が盛り込まれました。

日弁連などは以前から体罰禁止の必要性を主張してきたのですが、特に保守的な議員の先生からすると、やはり体罰も一定の効果があるし、体罰されたことで自分は良くなったという人もいるのだから一概に否定するべきではないという議論があったわけです。しかし今回の目黒事件、野田事件においても、「しつけ」という名の下で体罰が行われ、それがエスカレートして子どもが命を落とすという結果になりました。おそらく議員の先生も衝撃を受けられたのだと思うのですが、特に野田事件の後には体罰禁止を入れるべきだという意見が急速に高まりました。急に風向きが変わったという印象です。そして、さらに進んで、現在、民法の懲戒権規定についても削除の議論がなされていますが、それも延長上にあるものと思います。

ただ、権利擁護は唱えるだけではだめなんです。そこで厚生労働省の方では子どもの権利擁護の仕組みをしっかり整えたいということで、今年度からモデル事業を進めていると聞いています。特に野田の事件では、せっかく子ども自身が暴力を訴えて助けを求めたのに、大人たちが受け止められませんでした。そのことを踏まえて、子どもの声を受け止める仕組みを作るという意識がされているわけです。これが 1 つ目のポイントです。

それから 2 つ目は家庭支援の強化、子ども虐待の予防的観点の明確化です。これも 28 年度の法改正のときに、国や地方自治体の責務の筆頭として養育者の支援をしっかりやっということになりました。結果的には親子分離をしなくてはいけないとなったとしても、やっぱり支援をすることがスタートだということを経済的に明記したもので、有意義な改正だったと思います。家庭支援は、子どもが家にいる間に支援することと、保護された子どもが家に戻った後に支援することのふたつを含みます。その拠点となるべく、市町村に地域子ども家庭支援拠点を整備することが明確にされました。拠点のモデルのひとつとして、東京都の子ども家庭支援センターがあげられていますが、いずれにしても基礎自治体である市町村で子ども家庭支援の拠点を作っていくことが明確にされました。それからあとで触れますが、保育ですね。虐待に至る前の重要な親支援という位置づけから触れられています。

それから国や地方公共団体の責任の明確化ということです。細かい話はともかく、都道府県、ひいては児童相談所と市区町村の役割をどうするのかという話、ここはきちんと整理をする必要があります。というのは平成 16 年の改正のときに、それまでは虐待というと児童相談所という形だったのですが、それを市町村と児童相談所が連携してやっていこうと二層構造にしたんですね。市町村がまず最前線に立つ、児童相談所は例えば法的な介入が必要だったり、あるいは精神的や心理学的、そういう専門的な対応が

必要なケースを担当すると共に、市町村に対していろいろ助言や支援をする役割分担を一応設けたわけです。さらに、児童相談所について、これまで介入と支援の両方を担ってきたが、それを分けるべきではないかという議論が出てきました。ひとつの機関が介入と支援の両方を担うということについては、いい面もないわけではないのですが、問題もあったのではないかと。例えば、今、児童相談所があるお母さんを支援しているとします。でも、客観的に見れば、もう限界で、子どもに害が及んでいるから保護しなければならない。しかし、児童相談所としては、「いや、あのお母さん、とっても頑張っているよね。もう少し期待してみたい」などと考えてしまい、結局、保護のタイミングを逸してしまうことがあります。また、全く別の場面ですが、親にコントロールされて、目が曇るということもあります。例えば、親が児童福祉さんの些細なミスをとらえて脅しにかかるということはいしばしばあります。

あまり特定されないようにお話しますが、ずいぶん昔に虐待ケースで児童相談所が子どもを保護したケースがありました。私が児童相談所長の代理人として裁判をやったのです。その際、裁判所の調査官も、「このケースは深刻ですね。だから、相当長期間の保護が必要ですよ」と言っていました。つまり、そう簡単に家庭復帰できないケースだったのです。にもかかわらず、児童相談所は1年ちょっとで子どもを家庭に戻してしまいました。私に事前の相談はありませんでした。児相が返した理由は、実は施設の中でその子が他の男子児童から性的被害を受けたんです。そうしたら親は鬼の首を取ったみたいに「児相は家が危険だと言うが施設のほうがよっぽど危険じゃないか」と怒鳴りまくりまして、児相は耐えられなくなって、何も解決していないのに子どもを家に帰してしまったのです。もちろん施設の中で性的被害に遭うことは問題です。しかし、だからといって家に返すというのは次元の違う話です。そのことは容易に分かるはずなのですが、親の巧みなコントロールの中で担当児童福祉さんの判断がおかしくなってしまうんですね。

あくまで一例ですけども、そういったことから考えると支援と介入は分けたほうがいいんじゃないかということがあります。そして、分けるなら、児相が介入をやる一方で、市町村が支援を担当してはどうか。児童相談所が怖い顔をして介入するのであれば、市町村が支援をしようという形で制度改革をしてきました。とはいえ、この考え方は必ずしも徹底されていません。皆さんご承知の「189(いちはやく)」という全国の児童虐待通報ダイヤル。あれは全部児相に入るんですよ。でも、よく考えてみるとまず第一義的な担当は市町村にお願いするんじゃないかという話なんです。

(6)は子どもへの適切なケアの保障ということで、里親委託原則という里親優先の原則が法律上明確になりました。これは通知レベルではその前からありましたが、日本ではどうしても施設養護が多いものですから、それを変えてより家庭に近い環境、できれば文字通り家庭で引き取って子どもを育てようというのが里親、さらには特別養子、そういったものを使っていこうということが打ち出されました。

家庭養護を優先することは28年度の法改正で盛り込まれていますが、その後さらに法的な議論が進められて、今年、特別養子縁組をより使いやすくするための改正がなされました。これまでは原則として子どもの年齢が6歳未満でないと特別養子を出来なかったのが、15歳未満と大きく引き上げています。また、手続き的な側面では、実親と対決する部分では児童相談所長が申し立てできるように手続きを工夫しました。つまり、養親候補者さんの負担を軽減したわけです。そういうことで「施設から家庭へ」という流れははっきりしてきています。

(7)は継続的な支援の自立の保障ということです。現在の児童福祉法は18歳未満を主に対象にしているのですが、一方で成人は20歳ですから、18歳、19歳の子どもが抜け落ちてしまっているという議論が昔からありました。自立を支援するためにはそういったお子さんたちもサポートする必要があるということで、多少の条件はありますが、18歳に達した後も一時保護や施設入所措置も出来るようにしました。自立援助ホームについては22歳の年度末までということで、大学を卒業するまで在籍が出来る形で整理をしています。

(8)はいくつか改正がありました。私共にとっては極めて大きなところですが、今日はあまり重要でないと思いますので省かせていただきます。

(9)は職員の専門性確保、向上です。児童福祉司さんの増員や研修の義務化、スーパーバイザーを法律で定めるだとか、工夫をしてきましたが、同時に議論にあるのが児童福祉司の国家資格化であります。これも平成 28 年度の報告書の中で触れられています。国家資格化は簡単な話ではないので、すぐ出来るかわかりませんが、生涯に渡って児童福祉司をやっていく方が専門性を高めていこうと思っただけのようにするには、まさに保育士さんも国家資格があるように、そうする必要はあるのではないかと思います。

また(10)で保育の方も触れられています。人格形成において重要な乳児期の養育の質を向上するために保育士養成課程の見直しや、専門性のさらなる向上、職員配置の改善等々が指摘されました。

今申し上げたような報告書がひとつの土台になりまして、その後の展開になるわけですが、先ほどの目黒事件や野田事件、札幌事件がありました、大きな筋としては先ほどの流れに乗って進んでいるということになります。3 ページの真ん中以下のところで、さらなる加速とあります。国が目黒事件を踏まえて出した通知は、率直にいうとこれまで言ってきたことの繰り返しです。転居の話も情報共有は前から必要だと言われていましたが、またしてもこんな事件が発生したわけですから。あとは安全確認が出来なければ当然立ち入り調査とか裁判所の許可を取って強制的に入るとか、制度そのものはありますがそれをうまく使えていないということから、対応を徹底することも出てきています。それから、(5)では乳幼児健診の未受診者もリスクファクターだということは過去の検証の中では出てきていますので、そこもしっかり捕捉をしていくということが打ち出されています。4 ページにいて、しかしながら野田市でまたしても虐待で子どもが亡くなる事態が明るみに出ました。政府の方は緊急保護対策のさらなる徹底を打ち出していますが、このあたりになると、本当に繰り返したなと思います。新たなルールとしていくつか書いていますが、保護者に虐待を告知するときには子どもの安全を第一に考えるべき、とあります。でも、こんなこと当たり前ですよ。子どもの安全が確保されてない状態で、「お宅のお子さん、殴られたって言ってますよ」とか、そんなこと言ったら親は子どもを黙らせるに決まっていますよね。そんなことは「キホンのキ」なのですが、改めて通知に書かざるを得ない。

それから、通告者を特定する情報を漏らしてはいけないということは、平成 12 年に児童虐待防止法を制定したときから条文に書かれていたのですが、これをまた書かざるを得ないということになっています。連携の重要性も再三言われていますが、これも繰り返し指摘せざるを得ない。これは、手の打ちようがなくなっている表れだと思います。小手先の改正では対応できなくなっているのであって、ソーシャルワークそのものを底上げするようにならなければなりません。というのも最終的に福祉は人なので。人をいかに育てるかということに、本当は帰着するんだと思います。

最後のところに体罰禁止についても話が出ています。これは画期的だったと思います。次の守秘義務については当たり前だといえば当たり前ですが、野田のケースを踏まえて改正されたことです。保育の方は多少影響があると思います。要するに 5 ページの一番上のところですね。虐待について子どもから話をされた場合は、正当な理由なく秘密を漏らしてはいけませんよということを改めて書いています。一方で、国や地方公共団体と連携するときには開示してもいいんだということも規定しています。秘密の保護と連携の確保の間でバランスをとったつもりのようなのですが、本当はもう少し書き方を整理するとよかったですね。そういう形で直近のところも法改正がなされています。あとはその後保育に関係する法制度です。

発見通告は、虐待対応の出発点ですから、一番重要なところで、再三言われています。第 5 条は、保育のみなさんもそうですが、子どもと関わる人たちは児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚してもらうということです。見つけた場合は第 6 条で通告をしてくださいよという流れになっています。「通告すると守秘義務に違反してしまうの？」という疑問に対しては、第 6 条第 3 項で「守秘義務の違反にならない」といっています。少々わかりにくい書き方ですが、そういう趣旨です。第 7 条では、通告を受けた市町村や児童相談所は誰が通告したかを特定する情報を漏らしてはいけませんよと定めています。先ほど申し上げましたね。ところで、児童相談所等が保護に動くことで、結果的に「あそこが通告したな」と察しがつい

てしまうことはあります。例えば保育園から子どもを保護するとなると保育園が協力したことは大体わかってしまいますよね。これは仕方がありません。ですから、通告をしたことや児童相談所と連携をしたことを隠そうとすると、かえって逆効果で、むしろ嘘になってこっちが苦しくなるということがあります。特に心優しい保育士さんは、自分が嘘をついていると思ってしまうと、良心の呵責に苦しむことになってしまいます。だから通告を隠すのではなく、親に対しては、「普段から原因が明らかでないケガがあったら、子ども家庭支援センターや児童相談所に相談してくださいと言われていたんです。だから、相談しただけなんですよ」などと説明するとよいでしょう。親から「私は虐待などしていない」と言われても、「私は虐待だと言っているのではないですよ。もしそういうことがあるなら、ぜひ児童相談所や子ども家庭支援センターに主張されてはいかがでしょうか」などと言っていたらよいのです。「私たちもお子様が無事に戻ってきてくれることを期待しています」といったように。

それから6ページの上のほうで、児童福祉法の第21条10の5という条文がありますが、これは比較的最近設けられました。虐待には至らないけれど、支援が必要なお子さんあるいは支援が必要な妊婦さんを見つけたら市町村に情報提供するよう努めましょうという内容で、平成28年の改正で加えられました。

それから虐待が単なる怪我が悩むときも多いと思います。そういう場合に抽象的に申し訳ないですが、考えるのはリスク要因と目の前にある状況です。リスク要因は先ほどもいくつか触れましたが、理由がはっきりしない転居とかDV、若年出産や健診の未受診などです。そういったものがあるとアラートがパッと立たなければなりません。リスク要因には、もちろんケガもあります。ただ、膝小僧を擦りむいたなどというケガは、よくありますよね。一般的には、体の固いところに来たケガ、例えばひざやひじは比較的よくケガをします。これに対し、見えにくい部分や柔らかいところに来たケガは、虐待による可能性があります。もちろん虐待じゃないかもしれませんが、その可能性が出てきますのでアラートが立ちます。そして、他の事情とも組み合わせながら判断することになります。

それから、聞きすぎないというのがあります。虐待を打ち明けられると、どうしても聞きたくなくなってしまいますよね。しかし、子どもは大人が期待する答えを予測して答えてしまうことがよくあります。その結果、かえって記憶が書き換えられてしまうことがあります。ですから、どうしてケガをしたのかなど、重要な点のみ確認した上で、細かなところは専門家にお任せして聞いてもらうことが大切です。最近では、司法面接、あるいは被害確認面接などがしばしばなされています。保育士など一般の援助者が緊急時に何をどこまで聞くのかということを知って教えるのがRIFCR(リフカー)です。研修もあるようですので、一度、受けていただくとよいと思います。

次は要保護児童対策地域協議会。これはもうみなさん既に色々な場面に関わっていると思います。時間の関係もあるので細かいところは申し上げませんが、7ページの図をご覧ください。要対協はいろんなことをやっていますが、目的は1つです。それは個人情報の共有なんです。虐待のケースは個人情報ばかりなので、原則としてはみだりに人に知らせることは出来ませんよね。だけど虐待のケースについてはそれでは困るので何とか個人情報を共有できるようにしていきましょう。その中で出てきたのが要対協です。地域のネットワークに法律の網を被せるのをイメージしてもらえたらいいと思います。そしてその中で自由に情報交換していいですよということです。ですから、要対協の枠組みで個人情報を共有する限り、守秘義務や個人情報保護法、個人情報保護条例などを心配する必要がありません。その代わりに、要対協のなかで知った秘密を外に漏らすことについては、新たな罰則を設けて禁止することにして、個人情報の保護と共有のバランスをとりました。ですから、要対協はまさにそのためにありますので、情報共有をしっかりしていただければいいと思います。そうはいつでも、要対協に入っているメンバー全員に、すべての情報を共有すべきということにはなりません。情報というものは、知る人が多くなればなるほど、漏れやすくなってしまいます。ですから、実際には個別ケースの情報はそのケースに関わっている方々だけが知るのが望ましいあり方です。そういう意味では要対協の中でも情報管理は当然必要になってきます。

記録の書き方についてはこれだけでもボリュームがあるので省略します。最後に子どもの権利に立ち

戻ってお話しさせていただくと、子どもの権利を児童福祉法に盛り込んだのは画期的でした。子どもの権利って一言でいいますが、一番のポイントは子どもの最善の利益を守ろうということです。大人の世界はいろんなしがらみがありますね。でも、子どものことに関わる以上は、子どもの最善の利益を第一に考えていきたいと思いますというのが、子どもの権利擁護のポイントです。それでは、子どもの最善の利益とは何か。それはそれぞれの子どもによって異なるのです。

「一般に、子どもっていうものは、こういうふうになれば幸せなんだよ」といった、個性を無視した議論はNGです。A君にとって利益になることが、必ずBさんにとっても利益になるとは限りません。子どもの最善の利益とは、常にオーダーメイドなんです。既製服でぶら下がった服ではなくて、それぞれの子どもに合うように作っていかざるを得ない。しかしそれってすごく難しい話です。ではどういう風に子どもの最善の利益を判断していくかということ、それは子どもの声を聴くということです。子どもの声を聴かないでその子の最善の利益ってわからないでしょう。だから子どもの声を聴く。これが意見表明権です。子どもの声を聴くといっても、「おい、君の意見を言ってみな」というのではダメなんです。どういう風に大人が聞くのかそれを考えないとだめですし、子どもが声にしていない声も受け止めていく必要があります。例えば小さい子の場合、「注射いやだあ、注射は嫌いだあ」って言ったときに、「ああそうなんだね。じゃあ子どもの最善の利益の観点から注射はやめとこう」。もちろん、そうはならないですよ。医学的に必要であれば、例えば子どもが嫌がっても、注射をせざるを得ないですね。これに対し、「おうちに帰りたくない」といってなく場合、これは普通に考えますと不思議な事ですよ。普通は、おうちにはパパとママ、お兄ちゃんとかお姉ちゃんもいて一番ほっとできる環境のはずなのに、この子は帰るのが嫌だと言っている。なぜなのか。そこはしっかり子どもの声を聞く必要がありますね。子どもの意見を聞くということは、必ずしも子どもの言うとおりにするというのではなく、子どもの意見をもとにその子の最善の利益を探求していくということなのです。

最後、体罰の禁止がありました。実は、東京都は国に先駆けて体罰を禁止する条例を設けたのですが、その後に国が法律に定めてしまいましたので、ちょっと霞んでしまいました。私も東京都の審議会において体罰禁止条例の制定に努力しましたので、ちょっとさみしい感じもします。ただ、その際の議論をちょっとご紹介すると、実は「体罰」という言葉を使うべきかということも議論したんです。「体罰」という言葉ではなく、例えば「子どもに身体的または精神的苦痛を与えてはならない」とか、そういった定め方もあり得ますよね。しかし、東京都ではあえて体罰という言葉を使い込みました。なぜかということ、「罰」というところをしっかりと認識してほしいですね。「虐待はダメだ」と言っても、どんな親だって「虐待」がダメだということにはわかっているし、自分の子どもを虐待しようとも思っていないし、自分のやっていることが虐待だとも思っていないんですね。ポイントは、「罰」によって、子どもを教育しようと、子どもを操作しようと、それがマズいんだ、そういう教育から卒業しようという点にあるんです。苦痛によって子どもを導くというやり方に対してアンチテーゼを突きつける、という意識でつくったのです。

体罰禁止は法律や条例に書いたらお終いということではなくて、体罰禁止をどのように社会に浸透させていくかがポイントです。落とし穴は即効性です。体罰をすると、とりあえずすぐに言うことを聞いてくれますね。その効果を期待してやってしまう。でも、子どもに即効性を求めるのが、そもそも問題です。そうではなくて、子どもってゆっくり育っていくんだよってこと。今、親の言うことを聞いてくれなくても、実は言ったことは子どものなかでゆっくり響いていて、繰り返していくうちに分かってくるんだよということでもあります。

最後にうちのチビの話をする、うちの小5のやんちゃ坊主は、日々妻とバトルを繰り返しているんですけど、要するに、ゲームばかりするわけですよ。今どきの子ですからね。それで妻は「ゲームは1日何時間ね」などというんですけど、まあ守らないわけですよ。あるとき、妻もブチ切れて、子どもに対し「もうわかりました。ママは何も言いません。好きにしてください」と言い放ったんですね。そしたら子どもも不安になったらしく、「なんだよ…。親だろ、あきらめるなよ」と。もう、ずっこけましたけど。まあよくわかりませんが、聞いていないようで聞いているのかなと思います。

謝辞

講演者の倉石哲也先生（武庫川女子大学教授）、三桝優子先生（神奈川県中央児童相談所）、磯谷文明先生（くれたけ法律事務所弁護士）には、虐待問題の専門的知識や最新の情報をいただきました。正しい知識と認識に基づいて参加者によるグループ討議が可能になりました。また講演のライブ記録の公表に関しても快くお認めくださいました。厚く御礼を申し上げます。

東京開催の運営に当たっては、日本多機関連携臨床学会の会員の多くの方々にご協力をいただきました。また、熊谷開催では主管の大谷光代先生（なでしこ第2保育園園長）、熊本開催では主管の小岱紫明先生（敬愛保育園園長、熊本子育てネット会長）はじめ、多くの会員や関係の皆様にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の各回の参加者の皆様にもグループ討議を盛り上げてくださり、主体的にさまざまなアイデアを創出されました。「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の運動の推進に大きく貢献されたことに感謝を申し上げます。

「ストップ虐待・親支援のあり方検討会議」の討論から
『親を加害者にしない』支援のヒント集

協働制作 虐待支援研究班／ココネット

発行日 2019年11月28日

執筆と構成 吉澤一弥、村上千幸、西智子、松原乃理子

日本女子大学特別重点化資金 虐待支援研究班 事務局

〒112-8681 東京都文京区目白台2-8-1

日本女子大学家政学部児童学科 西研究室

連絡先 jutenka.shien@gmail.com

日本子ども子育て支援センター連絡協議会（ココネット）事務局

〒861-0123 熊本県熊本市北区植木町有泉829

社会福祉法人喜育園 山東こども園

連絡先 info@kokonet.jp